

「インターネット人権侵害防止対策事業」 プロポーザル募集要項

1 趣旨

SNS等インターネットを通じた誹謗中傷等の防止と円滑な被害者支援を図ることを目的とした「インターネット人権侵害防止対策事業」（以下「事業」という。）について、委託事業者を募集する。

2 委託期間

委託契約の締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

3 事業委託の対象者

事業を委託するためのプロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。また、複数の企業・団体の共同企業体による応募も可能とするが、その際は代表企業が応募すること。

- (1) 法人その他団体又は個人事業主であって、委託仕様書の条件を満たすノウハウを有すること。
- (2) 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (3) 事業の実施に当たり、当協会との打ち合わせ等に適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
 - ② 応募図書（6(4)に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - ④ 事業者等に対する委託費の支給事由と同一理由により支給要件を満たすこととなる国・都道府県・市町村の各種助成金・補助金の支給を受けている又は受けようとしている者
 - ⑤ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
 - ⑥ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者
- (5) 共同企業体による参加の場合、全ての構成員が(1)から(4)に掲げる要件を満たすこと。また、各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体の構成員を兼ねておらず、単独企業としての参加をしていないこと。

4 事業内容

別添委託仕様書のとおり

5 事業費

5,400,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、契約内容及び契約額については、委託事業者決定後、公益財団法人兵庫県人権啓発協会（以下、「協会」という。）との協議により決定する。

6 企画提案に係る手続

受付及び提出等については、9時から17時までとする。（土曜日・日曜日及び祝日は除く。）

(1) 様式等の配布

① 配布方法

当協会ホームページからダウンロードすること。

URL：<https://www.hyogo-jinken.or.jp>

② 配布期間

令和8年4月1日（水）から

(2) 参加表明書の提出

参加表明書（様式第1号）を持参、電子メールにより令和8年4月10日（金）までに当協会に提出すること。

(3) 募集要項の内容に関する質問及び回答

① 質問の受付期間

令和8年4月3日（金）から同年4月7日（火）正午までの間

② 提出方法

持参、電子メールにより当協会に提出すること。

③ 質問に対する回答

質問は様式第8号により行い、当協会は令和8年4月9日（木）までに、質問者に回答する。

(4) 応募書類の作成及び提出

この募集要項のほか、委託仕様書等の関連資料に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）を作成の上、正本1部、副本7部を令和8年4月17日（金）までに原則として、当協会に持参して提出すること。郵送による場合は、あらかじめ当協会に連絡したうえで、令和8年4月17日（金）17時までには到着するように提出すること。なお、共同企業体で参加の場合、下記⑦、⑧は全ての企業分を提出すること。

① 応募申請書（様式第2号）

② 提案者概要（様式第3号）

③ 類似事業受託実績表（様式第4号）

④ 企画提案書（表紙：様式第5号、表紙以外：任意様式）

⑤ 経費積算見積書（様式第6号）

⑥ その他提案内容を説明する書類

⑦ 会社概要（パンフレット）等提案者の概要を説明する書類（様式第3号関連）

⑧ 共同企業体届出書（共同企業体で参加の場合のみ）（様式第7号）

⑨ 共同企業体協定書（共同企業体で参加の場合のみ）（様式任意）

※代表企業に参加申込の権限を付与すること。

- (5) 費用負担
応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。
- (6) 応募図書の著作権
応募図書の著作権は、応募者に帰属する。
- (7) 応募図書の取扱い
応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

7 審査

(1) 審査の方法

審査会を設置し、以下の項目についてプレゼンテーション審査を行い、審査員の評価点の合計得点が最も高い事業者について委託事業者に選定する。

評価項目	評価の視点	配点
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・誹謗中傷等が他人を深く傷つける、許されない行為であると理解できる内容か ・正しい知識と行動をとることが大切と伝わる内容か 等 	35点
県民への訴求力	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の注目を集めるために十分な知名度を持ったチーム、選手が起用されているか ・ビジュアル、コピー等が、チーム・選手のメッセージとして県民に十分伝わる内容となっているか 等 	35点
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために必要な人員等の体制がとられているか ・類似の事業のノウハウ及び実績があるか 等 	20点
見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・各経費の積算は妥当か 	10点
合計		100点

(2) プレゼンテーション審査の実施

- ① 日時：令和8年4月24日（金）9：30～（予定）
- ② 場所：兵庫県立のじぎく会館 1F ふれあいルーム
※詳細は、令和8年4月20日（月）17時までにメール等により通知する。
- ③ 実施方法（予定）
 - ア 出席者は4名以内とする。
 - イ 各応募者の持ち時間は30分（説明20分、質疑応答10分）とする。
 - ウ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加の資料の配布は原則認めない。
 - エ 審査については、実績や運営体制等から当該業務を問題なく遂行できるかを総合的に判断する必要があるため、業者名は伏せないで行う。
 - オ 会場にプロジェクター及びスクリーンを用意するが、その他の説明に必要な機材等（パソコン、レーザーポインター等）は持参すること。

(3) 審査結果の通知

プレゼンテーション審査の結果については、令和8年4月28日（火）17時までに、当協会からメール等により通知する。

8 その他

応募図書の作成に当たっては、下記のサイト等を参考にすること。

- ・インターネットによる人権侵害をなくすために（兵庫県 HP）
兵庫県／インターネットによる人権侵害をなくすために
- ・インターネット上の誹謗中傷や差別等に関する相談窓口について（当協会 HP）
メール・電話相談 - 兵庫県人権啓発協会

9 事務局

公益財団法人兵庫県人権啓発協会 啓発・研究部

〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15

TEL 078-242-5355

FAX 078-362-4266

メール info@hyogo-jinken.or.jp